

平成30年 第5回(定例会)

## 厚真町教育委員会会議録

1 開会

平成30年3月29日(木)午後2時35分

2 閉会

平成30年3月29日(木)午後5時35分

3 出席委員の氏名

遠藤 秀明 佐藤 泰夫 伴 俊行 長門 茂明 金光 えり

4 委員及び傍聴人以外の会議出席者氏名

生涯学習課長 沼田 和男 生涯学習課参事 伊藤 文彦

【書記】学校教育G主幹 木戸 達也

5 会議録署名委員の指名

( 佐藤 泰夫 )

( 金光 えり )

6 教育長報告

(1) 行事参加等の動向 (資料1)

【質疑なし】

(2) 第1回厚真町議会定例会 3月7日～15日 (資料2)

・一般質問

【質疑】

遠藤教育長 : 第1回厚真町議会定例会について何かありましたらお願いします。

佐藤職務代理 : 上厚真小学校プールは築何年経過しているのか。

木戸主幹 : 昭和45年に建築された。

伴委員 : 中央小プールについては改修なのか。

木戸主幹 : 中央小プールについては改修、上厚真小プールについては新築になる。

佐藤職務代理 : 改修とはどのようなものか。

木戸主幹 : 改修により長寿命化を図る。

佐藤職務代理 : 中央小プールの場所は。

木戸主幹 : 場所は現在の場所である。

伴委員 : 水槽も改修するのか。

木戸主幹 : 大プール、小プールとも水槽についても改修する。現状ではひび割れがあったり、槽

の表面がめくれ、それにひっかかりケガをした子どもがいた。

佐藤職務代理：プールの向きも変えればよかったのではないか。

遠藤教育長：この機会にグラウンドの使い勝手がよいようにという意見もあったが、総合的に判断し現状の場所で改修の方がよいと判断した。

佐藤職務代理：改修すると今後何十年間かは今のままとなる。

遠藤教育長：そうなる。

佐藤職務代理：改修を機会にもう少し変えることができればよかったと感じる。

木戸主幹：そのような考え方も理解できるが、プール建設についてかなりの費用を要する。それを勘案しながら中央小プールについては現状の場所で長寿命化を図るための改修を行う。

- ・平成29年度補正予算について

【質疑なし】

- ・予算審査特別委員会質疑内容について

【質疑】

遠藤教育長：予算審査特別委員会質疑内容について何かあればお願いします。

伴職務代理：新たな事業と一貫教育は結びつく…という質問であるが、新たな事業という意味がわからない。

遠藤教育長：新たな授業づくり研究事業の誤りである。まとめの中で誤記がでた。

伴委員：そうであれば理解できる。

遠藤教育長：新たな授業づくり研究事業については、町教研と一緒に5年間のスパンで取り組むこととしていた。会計科目上の扱いの関係で新たな授業づくり研究事業に小中一貫教育推進事業を会計処理上かぶせた。町教研の皆さんには小中一貫教育について、内容を全教職員が共通意識を持って調査研究する場がなく、新たに作るにしても負担がかかることから、今まで取組んできた新たな授業づくり研究については途中ではあるが、少し休止し、小中一貫教育の共通認識を持つ時間を取るということで進める事業である。

伴委員：移動図書館の質問があるがどのような意味合いがあるのか。

伊藤参事：以前に使用していた車両と勘違いされていたのだと思う。

伴委員：予算委員会には事前通告はあるのか。

遠藤教育長：予算委員会はない。予算の審議に必要であり多岐にわたる質問でも構わない。

佐藤職務代理：スクールバスのドライブレコーダーについて、移設をするとか、車内を録画できるものとはどのようなことか。

木戸主幹：スクールバスのドライブレコーダーについては、乗車している子どもたちの様子も録画できる機能をもったものを取り付ける予定である。

佐藤職務代理：現存するスクールバスに取り付けたものを移設するとはどのようなことか。

木戸主幹：スクールバスの更新は夏休みの納車を予定している。ドライブレコーダーについてはそれより先に購入すると思われるので、現行のバスに取り付けていたものを新規で購

入したバスに移し変えることになる。

伊藤参事 : 町の公用車全車両に30年度においてドライブレコーダーが設置される。

遠藤教育長 : スクールバスは特殊な車両なので、後方も録画できる機能をもった方がよいのではないかと委員の意見である。

佐藤委員 : 全方位を録画できる機能をもったものもある。

・平成30年度予算について

(別冊1～2)

【質疑なし】

## 7 所管報告

学校教育グループ

(1) 厚真町通学路安全推進会議(2月28日開催)について (資料2-1)

(2) 修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部変更について (資料3)

【質疑】

遠藤教育長 : 学校教育グループから2点報告がありました。質問等があればお願いします。

金光委員 : 厚真町通学路安全推進会議の構成委員は、

沼田課長 : 設置要綱の別表の1の苫小牧警察署から9までの役場の道路管理担当課となる。

金光委員 : 交通安全指導員などから、日ごろ子どもたちを取り巻く道路事情等について感じていることに対する要望等は交通安全を担当している課から上がってくるのか。

木戸主幹 : 役場の交通安全について担当している総務課から交通指導員等からの情報が上がってくると思う。

金光委員 : 子どもの交通安全について一番状況を把握しているのが交通指導員だと思う。校長は挨拶指導等で街頭に立っていることもあるので、その際にでも交通指導員とコンタクトがとれていれば学校からも情報が上がってくると思う。

遠藤教育長 : 交通安全指導委員会、交通安全推進委員会、交通安全協会等の団体がある。それらを所管する総務課から通学路安全推進会議という組織が設立されたという情報をまずは伝えなくてはならない。4月に入ればそれらの団体で会議が開催されるので、子どもたちの通学路の状況について何かあれば学校や総務課に情報提供してもらうよう総務課に伝えておけばよいと思う。そうすることにより吸い上げが可能となる。

2月の会議では、北海道や警察の担当が課題となっている場所を合同点検し、具体的に進んでいるので、年度当初に予定している会議において、その方向性が示される予定である。また、この組織についてはPDCAサイクルで毎年繰り返して行われるものであり、その道筋ができたので通学路の改善等については期待ができるものと思っている。

沼田課長 : 通学路推進会議のような任意の組織を立ち上げなければ、単独で通学路等の改善要望を出しても、関係機関がなかなか動いてもらえない状況であった。国からも通学路推

進会議を立ち上げて危険個所の改善について要望していくよう要請がある。

社会教育グループ

(1) 厚真町社会教育委員の会議について (3月12日開催) (資料4)

【質疑なし】

## 8 議案

議案第1号 厚真町近藤奨学金給付条例施行規則の一部改正について (資料5)

議案第2号 厚真町中村奨学金給付条例施行規則の一部改正について (資料6)

【質疑】

遠藤教育長 : 議案第1号、第2号について、質疑があればお願いします。

全委員 : なし。

遠藤教育長 : 議案第1号、議案第2号についてともに原案どおり決定してよろしいでしょうか。

全委員 : 意義なし。

議案第3号 厚真町中学生海外派遣研修事業補助金交付要綱の制定について

【質疑】

遠藤教育長 : 議案第3号厚真町中学生海外派遣研修事業補助金交付要綱の制定について、質疑をお願いします。

伴委員 : 補助金の支払いについて、概算払いとなるのか。

沼田課長 : 今後、4月に公募し、5月に旅行会社決定、事業実施にあたり旅行会社に代金を支払うことになるが、いつまでに支払うか調整しなければならない。代金の支払いは事業後にはならない。

伴委員 : 旅行代金は決まっているものではないのか。その経費の3分の2であるから概算払いでなくてもよいのではないか。

遠藤教育長 : 補助金は、何かの事業を行う場合、事業終了後に決算書等を添えて申請する方法と事業着手前に手続きを行う2つの方法がある。事前に補助金を受ける場合は概算払いとなる。表現としての概算払いである。事業終了後、実績報告が提出され同額であった場合には同額で補助額を確定する。

伴委員 : 概算払いイコール必要経費であるので、あとから補助金の返還はないと思う。

沼田課長 : パスポートの取得など個人的な費用は補助金に含まれないので、返還金は発生しないと思う。

遠藤教育長 : 町が経費の3分の2を補助し、残りの3分の1を保護者が負担するということになるが、補助金を保護者の口座に振り込んで、また、集めるとなると手間がかかるので、やりやすい方法を考えていこうと思っている。

沼田課長 : 以前行っていた海外派遣事業については、町の補助金については、国際理解推進委員会という受け皿があった。

伴委員 : 今回は各家庭から申請しなければならない。

- 沼田課長 : 実際には教育委員会で負担をかけないように事務を進めることになると思う。
- 伴委員 : 補助金申請書に、申請額を記載する欄がある。
- 遠藤教育長 : 金額を記載したものを保護者に渡すことになると思う。
- 佐藤職務代理 : 第3条の補助金の対象としないもので、事後研修費とあるがどのような研修なのか。
- 沼田課長 : 派遣終了後に事後研修を予定しているが、それにかかるものである。しかし、その部分については教育委員会で負担する。
- 遠藤教育長 : 議案第3号 厚真町中学生海外派遣研修事業補助金交付要綱の制定について、決定してよろしいでしょうか。
- 全委員 : 意義なし。

#### 議案第4号 厚真町中学生海外派遣研修資金貸付金助成要綱の制定について

##### 【質疑】

- 遠藤教育長 : 議案第4号について質疑あればお願いします。
- 金光委員 : 中学校の修学旅行の費用はどれほどかかるのか。
- 沼田課長 : 8万円程度である。
- 伴委員 : 8万円もかかるのか。
- 木戸主幹 : 7～8万円である。現在は東京方面に行っているので以前より距離が長い。
- 伴委員 : 職員の旅費の限度額も上がったのか。
- 木戸主幹 : 旅行距離が長くなっているので限度額も上積みされていると思う。
- 金光委員 : 貸付制度があるということをいつ保護者に周知するのか。
- 木戸主幹 : 3月の終業式の前に事前告知ということで、日程や貸付制度等の概要について新2・3年生と保護者向けにチラシを配付し周知した。
- 金光委員 : 修学旅行で8万円を負担し、海外派遣で12万程度かかると考えると相当な負担となる。借りたお金を年度内に返還することは大変な事であると思う。早い段階で周知していれば備えることもできる
- 佐藤職務代理 : 金額により返還の基準はあるのか。
- 沼田課長 : 8万円を限度して年度内に返還してもらうことになる。返還する回数や金額は返還計画による。
- 遠藤教育長 : この貸付金は、一時的に修学旅行や海外派遣研修事業で保護者の負担が増えるので、それを緩和するものである。
- 遠藤教育長 : 議案第4号厚真町中学生海外派遣研修資金貸付金助成要綱の制定について、決定してよろしいでしょうか。
- 全委員 : 意義なし。

#### 議案第5号 厚真町立学校管理規則の一部改正について

(資料7)

##### 【質疑】

- 遠藤教育長 : 厚真町立学校管理規則の一部改正について、質疑がありましたらお願いします。  
学校運営協議会が立ち上がったので、学校管理規則の中で明記したほか、道の規則の

- 名称が変更され、中身についても変わったのでそれに準じて改正するものである。
- 伴委員 : 営利企業に従事する関係で、児童生徒のために特別な教育に基づくものについては、学校長が許可できるようになったとあるが、その団体とは塾のようなものも含まれるのか。
- 金光委員 : 平取町では中高生を対象に町で講師を招へいし塾を開講するというのを聞いた。
- 伴委員 : 町で運営するとなると営利にならないのではないか。
- 遠藤教育長 : 営利そのものを許可するのかもしれないのかのことであると思う。今までは教育長が行っていたが、教育に関わる子どもたちの指導に関しては校長が行えるようになり、制限を緩めたのであると思う。本来、兼職禁止であるが、利益を得ることは許可があれば構わない。
- 伴委員 : 塾ありきなのか。
- 沼田課長 : 市町村に置かれる審議会等で教育に関する事項を所掌する委員の職を兼ねることの承認は、校長が行うこととした。とある。
- 遠藤教育長 : 審議会等で報酬が手当されることは理解できる。
- 伴委員 : 民間の進学塾はだめだと思うが、町などで開設する塾ならばよいということか。この表現であれば何でも認められるような気がする。
- 遠藤教育長 : 確認をとることができるか。
- 沼田課長 : 道教委に照会してみないとわからない事項であるので次回報告する。
- 遠藤教育長 : 手続上、今まで教育長が許可していたものを、一部校長が許可できるように緩和されたものである。
- 金光委員 : 町の規則は道の規則に準ずるものなのか。
- 遠藤教育長 : 準ずる形となるが、独自で行うものについてはその部分を加えることになる。
- 遠藤教育長 : 厚真町立学校管理規則の一部改正について承認いただき、次回具体例を示すということではよろしいでしょうか。
- 全委員 : 意義なし。

議案第6号 厚真町学校運営協議会規則の一部改正について (資料8)

【質疑】

- 遠藤教育長 : 厚真町学校運営協議会規則の一部改正については、町と協議し、委員に報償よりも費用弁償を手当することが好ましいという調整がついたので、切り替えるものである。金額が変わるというものではない。このことについて質疑はありますか。
- 長門委員 : 金額はどれくらいか。
- 沼田課長 : 1,500円となる。町の報償の単価が7,500円なので整合しなくなることでより費用弁償に切り替える。
- 遠藤教育長 : 報償というのは内部規定で決められており、その額が7,500円である。
- 伴委員 : 費用弁償については理解したが、報酬と報償の違いは何か。
- 遠藤教育長 : 報酬は、費用弁償を除いた役務の提供などの役付けに対するものであり、報償というのは、費用弁償を含めた謝礼、いわゆる謝礼金である。

- 金光委員 : 費用弁償は会議ごとに手当されるのか。  
沼田課長 : そうである。年間5回程度の開催予定である。  
遠藤教育長 : 学校運営協議会委員は教育長が委嘱はするが、各学校が学校のために協議するものなので教育委員会が直接入っていくものではない。文科省では、委員についてはボランティアという側面もあり、あまりにも高額な謝礼等についてはいかがなものかという見解である。  
伴委員 : 社会教育委員やスポーツ推進委員は報酬なのか。  
沼田課長 : 報酬である。条例に基づいて8,000円となっている。  
伴委員 : 先生方が英語推進委員会などに出席した場合はどうなのか。  
木戸主幹 : 費用弁償を手当している。  
金光委員 : 勤務時間内でも手当するのか。  
木戸主幹 : 車両での移動を伴うので町旅費規定により手当している。  
金光委員 : それは職務に対してではなく、移動を伴うことに対しての手当と考えてよいのか。  
木戸主幹 : そうである。  
遠藤教育長 : 議案第6号 厚真町学校運営協議会規則の一部改正について、決定してよろしいでしょうか。  
全委員 : 意義なし。

議案第7号 厚真町学校給食センター条例施行規則の一部改正について (資料9)

【質疑】

- 遠藤教育長 : 厚真町学校給食センター条例施行規則の一部改正については、基本的には単純な文言修正であると理解してもらいたい。引用条項の条ずれが発生していたものである。原因として、条例部分に何かを加えられたか、最初に規則を制定した際に誤りがあったと考えられるが、本来の姿に戻すものである。何かあればお願いします。  
全委員 : なし。  
遠藤教育長 : 議案第7号厚真町学校給食センター条例施行規則の一部改正について、決定してよろしいでしょうか。  
全委員 : 意義なし。

議案第8号 厚真町学校運営協議会設立準備委員会要綱の廃止について

【質疑】

- 遠藤教育長 : 議案第8号厚真町学校運営協議会設立準備委員会要綱の廃止について、質疑をお願いします。  
全委員 : なし  
遠藤教育長 : 議案第8号厚真町学校運営協議会設立準備委員会要綱の廃止について、決定してよろしいでしょうか。  
全委員 : 意義なし。

## 議案第9号 厚真町教育委員会事務局職員の人事について

### 【質疑】

遠藤教育長 : 議案第9号 厚真町教育委員会事務局職員の人事について、質疑があればお願いします。

全委員 : なし。

遠藤教育長 : 議案第9号厚真町教育委員会事務局職員の人事について、決定してよろしいでしょうか。

全委員 : 意義なし。

## 議案第10号 教育委員会事務局職員の懲戒等の処分について

### 【質疑】

遠藤教育長 : 議案第10号教育委員会事務局職員の懲戒等の処分について、質疑をお願いします。

金光委員 : 登校時に発生した物損事故なのか。

沼田課長 : 下校時に発生したものである。

金光委員 : 違う日の登校時にもあったような気がするが。それはどうなのか。

遠藤教育長 : あの場合は物損事故ではなく脱輪であった。

沼田課長 : 懲戒の対象にはなっていない。今回の提案は、町の財産を破損させたので懲戒の対象になったものである。

長門委員 : 経路上、いつも後進しなければならない個所なのか。

沼田課長 : 冬季間ということで雪山があった。

遠藤教育長 : 基本的に補助者がいない中で後進することは、避けなければならないことである。夏場であっても後進しなければならないのであれば改善していかなければならない。

長門委員 : 経路を変更したり、乗り降りの順番を変えて後進しないようにできないものか。

遠藤教育長 : 夏場であれば問題のない個所であっても、冬季間による影響もあったのかもしれない。詳細を確認して欲しい。

伴委員 : 臨時職員であっても懲戒については変わらないのか。

遠藤教育長 : 基本的には同じである。正職員、臨時職員であっても町民から見れば町職員であるので情状酌量ということにはならない。

佐藤職務代理 : 車両保険には加入しているのか。

木戸主幹 : 加入している。この件についても保険で対応した。

遠藤教育長 : 議案第10号教育委員会事務局職員の懲戒等の処分について、文書注意ということで決定してよろしいでしょうか。

全委員 : 意義なし。

## 9 その他

### (1) 転入教職員の歓迎式

- ・4月4日(水)午後3時30分 青少年センター

- ・沼田課長から新聞に掲載された記事についての説明

- ・佐藤職務代理から平成30年度の予算の中で、各施設によりテレビの受信料に相違がある追加質問があり、回答については次回の定例会で回答する。

#### 10 次回委員会の開催日程

- ・4月26日（木） 午後2時30分（予定）

#### 11 閉 会

厚真町教育委員会会議規則第18条の規程により署名する

平成 年 月 日

教育長

平成 年 月 日

署名委員

平成 年 月 日

署名委員

平成 年 月 日

生涯学習課参事（調製）